「京都発 令和の茶会『光冠茶会』」企画運営業務に係る受託事業者募集要領

1 目的

この要領は、「京都発令和の茶会『光冠茶会』」の企画運営に関し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 委託の概要

(1) 業務名

「京都発 令和の茶会『光冠茶会』」企画運営業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

金50、000、000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(5) 支払条件

原則,精算払い

※ 受託者の申し出により, 応相談

3 参加資格

受託候補者の指名に当たっては、次の資格要件を全て満たしていることを前提とする。

- (1) 委託業務と同種又は類似の業務の業務実績を有すること。
- (2) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (3) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であり、かつ、京都市の競争入札及び京都府の指名競争入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 受託希望者又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員 等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でなく、また、それらの者の依頼を受け て本件に参加しようとする者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (8) 実行委員会が主催する事前説明会に参加すること。

4 応募手続等

(1) 事前説明会

本プロポーザルへの参加希望者は、下記(5)提出先へ電話又はメールにて申込みの上、 事前説明会に必ず参加をすること。

【事前説明会】

(日時) 令和2年12月2日(水)午後4時 から ※オンライン開催(Zoom) ※後日URLを送付します。

(2) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア 業務実績調書(第1号様式)

10 部

イ 企画提案書 (第2号様式,添付書類)10部

第3号様式を表紙とし、任意の様式による提案書類を添付すること。 なお、添付書類は、A4サイズ10枚以内とする。

ウ 見積書 (第3号様式、内訳書) 10部

本業務に係る受託見積金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を第4号様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での内訳書も提出すること。 なお、内訳書の様式は任意とする。

- 工 会社概要 (会社案内, 定款等) 1部
- ※ 提出部数が10部のものは正本1部と複写9部とする。

(3) 提出期限

令和2年12月15日(火) 午後5時必着

※ 持参の場合の提出時間は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から5時までとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、特定記録郵便等、記録が残る方法にて提出すること。

(5) 提出先

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394番地 Y・J・Kビル2階 京都市文化市民局文化芸術企画課内

京都まちじゅうアートフェスティバル実行委員会事務局(担当:三原,大石)

電 話:075-366-0033 / FAX:075-213-3181

メールアドレス: bunka@city.kyoto.lg.jp

(6) 提案募集に関する質疑

本件募集内容について質疑がある場合は、令和2年12月7日(月)午後5時までに、 上記の提出先へ電子メール又はFAXで提出すること。

質問者に関する情報は伏せた上で、質問者及び事前説明会参加者に令和2年12月8日(火)までに電子メール又はFAXにより回答する。

5 企画提案書の審査概要

(1) 審杳方法

提出された提案書等に基づき、別紙3「受託候補者選定評価基準及び評価点」に示す項目を参考に実行委員会において総合的に評価し、各項目の合計点が6割以上の評価を 得た参加者の中から受託候補者1者を選定する。

また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合があるが、その場合には、参加者に別途通知する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定 を行う。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、令和2年12月21日(月)頃に、参加者全員に書面により通知する。また、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

6 受託候補者との協議と契約の締結

受託候補者と企画提案書を基に契約内容に関して交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、次いで評価の高かった者を受託候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかった時も同様とする。

7 スケジュール

内 容	期限
事前説明会	令和2年12月 2日(水) 午後4時 ※オンライン
質問の受付	令和2年12月 7日(月) 午後5時
質問の回答	令和2年12月 8日(火) までに回答
提案書の提出	令和2年12月15日(火) 午後5時必着
選定結果の通知	令和2年12月21日(月) 頃を予定

8 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(3) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき協議のうえ、決定する。ただし、企画 提案内容は実現を約束したものとみなす。

(4) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(5) 再委託の禁止

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ実行委員会の承認を得ること。

(6) その他

この要領に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要領の解釈 に関する事項については、別途、実行委員会が指示するところによるものとする。

9 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、実行委員会の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 企画提案書に記載するべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (6) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。